

早稲田大学大学院法学研究科

2009年2月
博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「自然資源損害賠償と懲罰的損害賠償の接点
—エクソン・ヴァルディーズ号事件を契機とした
米国の動向とわが国における射程—」

申請者氏名 新井 真

主査	早稲田大学教授	棚澤能生
	早稲田大学名誉教授 法学博士（早稲田大学）	牛山 積
	早稲田大学教授	大塚 直
	早稲田大学教授	宮川成雄

新井真氏学位審査請求論文審査報告書

2005年3月31日早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程を満期退学した新井真氏は、2008年2月19日、論文「自然資源損害賠償と懲罰的損害賠償の接点—エクソン・ヴァルディーズ号事件を契機とした米国の動向とわが国における射程—」を早稲田大学大学院法学研究科に提出して、課程による博士（法学・早稲田大学）の学位を請求した。下記の四名の者はこの論文を審査してきたが、2009年2月14日、その審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

一、 本論文の構成と内容

本論文は、個人が被る健康被害に対する法的救済ではなく、環境に生じた被害にどのように法的に対処するか、という問題につき、米国における自然資源損害賠償法制および懲罰的損害賠償の展開を跡付けることによって、日本法への示唆を得ようとする論文である。

本論文の構成は次のとおりである。

【第一章】 序言—本考察の背景

【第二章】 環境に値段をつけることの是非

- 一 自然資源損害の定義
- 二 環境の価値
- 三 オハイオ裁判判決
- 四 オハイオ裁判判決後
- 五 小括

【第三章】 自然資源損害のとらえ方

- 一 我が国における射程
- 二 費用便益分析に対する批判
- 三 人格権と生活利益秩序
- 四 生活利益秩序侵害に対する損害賠償
- 五 慰藉料の枠組みと擬制市場評価法（CVM）
- 六 自然資源損害と「苦痛」（Pain and Suffering）の評価システム
- 七 損害の概念
- 八 非利用価値とわが国における眺望・景観訴訟
- 九 損害額のとらえ方

十 算定原理

十一 わが国騒音被害の認定と CVM の共通性

【第四章】米国における自然資源損害取組みの動向

一 序説

二 Kennecott Utah Copper Corp. v. Department of the Interior 判決

三 General Electric. Co. v. Department of Commerce 判決

四 CVM の具体的適用に関する裁判所の判断

五 CVM の母集団

六 評価か再生か

七 ハビタット等価分析 (HEM) による自然資源損害評価

八 United States v. Fisher 判決

九 United States v. Great Lakes Dredge & Dock Co. 判決

十 「再生」への傾斜

十一 小括

【第五章】懲罰的損害賠償について

一 序説

二 懲罰的損害賠償にかかる連邦最高裁判決の系譜

三 エクソン・ヴァルディーズ号事件 第 9 巡回区連邦控訴裁判所判決

四 懲罰的損害賠償の果たす役割

【第六章】結びに代えて

一 自然資源損害の観点からみたエクソン・ヴァルディーズ号事件判決

二 日本法への示唆

各章の概要は次のとおりである。

序章において著者は、1989年にアラスカのプリンス・ウィリアムス湾で座礁し、大量の油を流出させたエクソン・ヴァルディーズ号事故を契機として、アメリカで自然資源損害賠償と懲罰的損害賠償に関し、制定法および裁判において大きな理論的展開が始まったことを指摘する。一方で多くの原告が訴えを提起し、アラスカ州連邦地裁陪審が50億ドルの懲罰的損害賠償を評決したがまだ決着が付いておらず、他方でこの事件を契機に Oil Pollution Act of 1990(OPA)が制定され、さらに1996年には OPA に基づく自然資源損害評価に関する最終規則が施行されるに至り、この OPA のもとで、連邦政府、州政府、

インディアン部族等が、公共信託財産である自然資源の受託者として自然資源損害について責任当事者を追及する任に当たることになった。こうした展開の中で重要な課題となるのは、自然資源の価値をどのように評価するかという問題である。著者は、米国におけるこの問題に関する理論的展開を追うことは、自然資源損害自体の賠償制度が存在しない我が国に有益な示唆を与えることを指摘し、また懲罰的損害賠償は、環境損害に対する責任の導入に際して、原因者負担原則の徹底が環境関連の損害発生の予防を徹底させることにその効果が期待されるという仮説をたて、本論文の課題を提起している。

第二章で著者は、環境の経済的価値に関する概念の整理を、環境経済学の成果に依拠しながら行っている。これによれば、環境を現に人々が利用する価値、将来利用するかもしれない潜在的価値＝オプション価値、人間の利用とは関係のない固有価値＝存在価値が区別され、環境の全経済的価値は、この三つの価値からなるとされる。さらにこのような価値を経済的に測定する方法、なかでも、便益に対する人々の支払い意思額、または損失を我慢するための補償としての受け入れ補償額として構成される、擬制市場評価法 CVM が紹介される。そして著者はこの CVM の有効性に関する裁判所の判断を追跡している。自然資源損害を評価するための「自然資源損害評価規則」に係る判決である 1989 年のオハイオ州裁判判決は、自然資源損害の評価の対象は、利用価値だけでなく、オプション価値などの非利用価値を含むこと、CVM が合理的であり尊重する価値があることを判示した。オハイオ裁判後は、裁判所が実際に非市場的评价を決定した事例があまりないこと、国家海洋大気管理局(NOAA)が発表した最終規則の内容が、自然資源損害の金銭的評価を基礎とするものから、自然資源の再生を主な目的とするものへと転換したことにより、損害賠償評価手法としての CVM の使用は限定されたものになっているが、他方 CVM には評価手法として反証を許す推定が与えられ、自然資源再生計画に要する費用が、自然資源損害の金銭的価値を必ずしも下回るとはいえないことから、CVM の有効性は失われていないことが分析される。さらに自然資源損害における非利用価値と「苦痛」との類似性を説くドビンズ教授の論文が紹介され、この類似性を明らかいすることが CVM を通じた非利用価値の把握に説得力を与えるとする。

そして、わが国では、財産的損害の賠償と精神的損害の賠償の双方の可能性を認め、あとは具体的な場合に応じて、不法行為成立（賠償請求権発生）の根拠となりうる損害かどうかの認定の問題とするので、CVM を通じた自然資源損害を認める素地は、米国以上にあるとし、三章から日本の法制度の検討に着手している。

油濁法（OPA）の下においては、連邦政府、州政府、インディアン部族等が、公共信託

財産である資源の「受託者」として、自然資源損害について責任当事者を追及する任にあたる。公共信託理論が認知されていないわが国の現状では公共財産に悪影響を与える工事の差し止めを認めるようなことは無理といわざるをえないと著者も認めるが、なお自然資源の有効な損害賠償のための基準を検討したいと述べる。

わが国の法的問題の領域がいくつか取り上げられ、この視点から言及がなされているのでその論述を辿ってみよう。広中俊雄教授の提唱にはじまる「人格秩序」と「外郭秩序」としての「生活利益秩序」の区別に立って、他人の生活利益を「生活利益秩序」に反して不当に害する（「生活妨害」と呼ばれる）場合、受忍限度を超えたときは損害賠償の請求が認められる。著者は、非利用価値を含む自然資源損害をこの「外郭秩序」の領域における法的保護の対象として捉えうるかという問いを立てているが、明確な解答を示していないと思われる。

景観利益の法的保護について、国立景観訴訟判決とこの判決に対する論評が取り上げられている。外郭秩序は、公共的利益を市民総体に割り当てる、他方でそれを個々人にも割り当てており、個人の利益侵害に着目していかざるを得ない。直接には私的な利益が問題になっているけれども、民事的な利益の背後に公共的利益が厳然として存在しているという紛争の構図を法的に十分に捉えきれないのではないか、という考え方に付加して、著者はここでは、米国の CVM が示唆するところが大きい論点として認識しておきたい、と記している。

また差額説に対抗する包括的損害把握ないし包括請求方式及びこれを批判する学説を検討する中で、著者は、非利用価値を含む自然資源損害が認められる可能性を検証することが分析の主旨であると述べているが、包括的な損害の概念は非利用価値の侵害も包括することを示唆しているのだろうか。

さらにわが国の騒音被害の認定と CVM の共通性が論じられている。自然資源損害を算定する尺度として米国で提唱された CVM は、人々の支払意志額・受入補償額をベースとするものであるが、わが国の騒音問題にかかる判例にも重要な尺度を見出すことができる、と著者はいう。例えば大阪国際空港訴訟最高裁判決について、被害認定の手法を紹介したうえ、航空機消音による被害を個別・具体的にだけでなく、本人の陳述やアンケート調査を通して一律に認定したこと、被害の内容として、不快感、いらだち等の精神的苦痛及び睡眠妨害その他日常生活の広範な妨害のみならず、疾患ないし身体的障害に連なる可能性を有するストレス等の生理的、心理的影響ないし被害を認めたこと、そして原告住民が最小限度共通して蒙っている損害に対し慰謝料という形で請求どおりその賠償を認めたこ

となどは、世界でもほとんど例のない画期的なものと評価されると評している。もしその人々の支払意思あるいは受取意思が行政に反映され、これがさらに受忍限度決定に反映されるようなことがあるとするならば、立法論としてかなり興味深い展開も考えることができる、という指摘もされている。

第四章は、米国における自然資源損害の取組の動向について扱われる。まず、CERCLA 包括的環境対処・補償・責任法及び OPA に関する 2 つの連邦控訴審の裁判例が紹介され、CVM の手法が指摘される。「擬似市場評価法 (CVM)」を擁護する裁判例は、自然資源損害の非利用価値を算定する方法がほかにない点を理由としていることが示されている。そして、CVM については、時間の経過とともに自然資源の状況が変化してしまう懸念、及び、母集団が特定されにくいという懸念があること、後者の懸念については、「モントローズ CVM 報告書」において、成人で財政的義務を負える者のみを母集団に入れるべきこと、州外へ母集団を拡張することは税金の支出にも信頼性が乏しくなるため適当でないことが指摘されている。

さらに、著者は、CVM と並ぶものとして、生態系評価手法というべき「ハビタット等価分析 (HEA)」という手法と、それを認めた連邦控訴裁判所の 2 判決を紹介する。さらに、別の連邦控訴裁判所判決が、HEA について、当該事件において、科学的証拠に対する「関連性」と「信頼性」の要件（「ダウバート基準」と呼ばれる）を満たすとしている点は NOAA にとっての勝利を収めたものと受け取られているが、CVM についてはこの基準を満たすとした裁判例が未だないことが指摘されている。そして、著者は、HEA の出現が CVM の意義を減ずるものではないとしつつ、HEA については、損害を受けた自然資源によって提供されていたサービスの再生に焦点を当てた方法として、わが国の公害地域の再生にも機能を発揮する可能性があるとする。

第五章は、アメリカの懲罰的損害賠償に関わる連邦最高裁の近時の判例動向を把握し、非難性の高い不法行為者に損害賠償という制裁を課すことによる自然資源損害の回復と予防の方途を見出そうとするものである。本章で著者が導き出そうとする示唆は、懲罰的損害賠償による不当利得の吐き出し効果、賠償の対象に潜在的損害をも含めうる損害の射程の広さである。考察の主たる対象とされる判決は、エクソン・ヴァルディーズ事件での連邦控訴裁の判決である。

本章は連邦最高裁の 4 つの代表的判決を検討し、懲罰的損害賠償額を規定する 3 つの判断指標として、違法行為の非難性の程度、填補損害賠償額と懲罰的損害賠償額との比率、および同等の違法行為への他の制裁との対比について、最高裁判例の考え方を把握した後

に、エクソン・ヴァルディーズ事件の連邦控訴裁判決を分析する。

第1に検討される1991年のパシフィック相互生命保険会社判決は、保険会社の詐欺による保険契約の失効についての判決である。この判決で、懲罰的損害賠償の憲法上の問題は第8修正の過大罰金禁止条項ではなく第14修正のデュー・プロセス条項であるとされ、原告の出捐金の約200倍、填補賠償額との対比では約4倍の懲罰的賠償額が維持された。第2に、1993年のTXO生産会社判決は石油ガス開発の契約交渉に関わる根拠なき訴訟提起による権利誹毀の事件である。この事件では填補損害賠償額の約526倍の懲罰的損害賠償が認められたが、これはTXO社の詐欺的行為による潜在的損害を考慮したものであり、潜在的損害を低く見積もっても填補損害賠償額と懲罰的損害賠償額の比率は1対10の範囲内であったことが指摘される。第3に、1996年のBMW北アメリカ会社判決は、新車として販売された車に再塗装があったことに懲罰的損害賠償が求められた事件であるが、最高裁は填補損害賠償額の約500倍にもものぼる懲罰的損害賠償を違憲とした。違憲の理由は、この両賠償額間の極めて高い比率だけでなく、BMW社の行為が人の健康安全に関わるものでなく非難されるべき性質が軽いこと、また、BMW社の行為と同等の違法行為への制裁と比較しても懲罰的損害賠償が相当に厳しいことが指摘される。第4に、2003年のステート・ファーム相互自動車保険会社判決は、付保範囲に関する害意に基づく誤導によって生じた損害についての賠償請求の事件である。この判決で最高裁は違法行為の非難性の分析を精緻化し、非難性の程度と損害の多寡や損害の種類を組み合わせにより填補賠償額と懲罰的賠償額との比率が変動するが、その比率は1対9の範囲内に抑制されるべきことが指摘される。

以上の4つの最高裁判例分析に基づき、エクソン・ヴァルディーズ事件での連邦控訴裁判決が検討される。まず、違法行為の非難性については、エクソンが船長のアルコール中毒を知らずながら巨大タンカーの運行に従事させ続けたことは大きく非難されるが、エクソンが事故後に迅速に清掃活動や損害の填補的支払いを実施したことは、非難性を軽減する要素であることが指摘される。したがってステート・ファーム相互自動車保険会社判決で述べられた最も高い比率の懲罰的損害賠償は適切でないが、他方、填補損害賠償額が十分な場合の1対1の比率の懲罰的損害賠償も適切ではないとされ、1対5を超えない懲罰的損害賠償が妥当とされたことが指摘される。

二、 評価

1 本論文第二章、第四章、第五章はエクソン・ヴァンディーズ号事件を契機として触発

された問題意識に沿う、アメリカ法の分析として高く評価できる。資料分析も極めて緻密である。

2 著者は、アメリカの自然資源損害及びCVM、HEAについて相当の検討を行っている。特に、著者が、HEAについて、CVMとは別のものとして自覚的に論じている点は、わが国にも重要な影響を与えうるものと考えられる。具体的には現在、わが国でも政策評価法の下で、規制効果分析が行われており、その際にこのような考え方を参考にすることは大いにありうるであろう。

3. 著者が行った連邦最高裁の懲罰的損害賠償に関する主要4判決の整理と分析は手堅いものがあり、高く評価することが出来る。

4. 著者がわが国の従来裁判例、学説等との接点を探求しつつ解釈論を展開しようと試みている点や、HEAについて、わが国の公害地域の再生にも機能を発揮する可能性があるとして積極的に評価している点については、その姿勢に好感がもてる。しかし自然資源損害を中心として展開した理論を、わが国の公害裁判を中心に発展してきた理論と照応させる作業は、あまり生産的ではない。CVMによる損害把握は手法の性格上個人的利益を超えた公共的利益にかかわり、その損害賠償請求は、自然資源の公共信託理論と結びついた時素直に肯定される。わが国においては、著者も指摘しているようにこの基盤が育っていないのである。もっとも、自然資源損害法を立法しようというときには、著者のような学問的な営為は大きな力になると思われる。

5. CVMを自然資源損害に用いることについては著者も指摘するように、様々な信頼性の問題が残されている。時間の経過とともに自然資源の状況が変化してしまう懸念、また、サンステインが主張している、環境問題の規模に応じて公衆の支払意思額(WTP)が変化するわけではないという問題がある。CVMを活用できるものとすることは、自然資源損害の議論において極めて重要かつ困難な問題であるが、著者はこれらの点を解決しているとはいえず、ダウバート基準を満たす場面は少ないのではなかろうか。

6. HEAに関して中間的損失の部分まで填補しなければならないことについてどのように説明するか、という問題が残されている。この点を著者は気にしていないが、ある種の制裁と見ることも可能であり、著者が懲罰的損害賠償と自然資源損害を結びつけるときに、この点に着目することもできたと考えられる。そのような指摘がないのが惜しまれる。

7. 著者はエクソン・ヴァルディーズ事件では、油濁汚染による漁業者や住民が精神的苦痛を受け、それが高いレベルの非難性を正当化すると判決の言及を根拠に、懲罰的損害賠償による不当利得の吐き出し効果が本件でも妥当するごとく指摘する。しかし、自然資

源損害の事例の中でも、工場汚水を浄化せず排出し、外部不経済を乱用するような工場操業などには、不当利得の吐き出しの論理が妥当するであろうが、エクソン・ヴァルディーズ事件では、不当利得の吐き出しは必ずしも妥当しないのではなかろうか。また、著者は懲罰的損害賠償額の算定において、潜在的損害を考慮するという懲罰的損害賠償の柔軟性について、TXO 生産会社判決での潜在的損害への言及を援用している。しかし、懲罰的損害賠償額の算定の柔軟性は制度の一般論として指摘しうるものの、自然資源損害が問題となる事例では、本論文前半で著者が行ってきた自然資源損害の評価方法の精緻化によって、損害額の把握とその回復、および将来の自然資源損害の予防が図られなければならないのではなかろうか。著者が期待する自然資源損害の賠償のために懲罰的損害賠償を用いるという方法は、エクソン・ヴァルディーズ事件の連邦控訴裁判決では、不当利得の吐き出しや、潜在的損害を懲罰的損害賠償額の算定の要素として用いるという形では活用されていない。このことは、本論文の提出後ではあるが、2008年6月に出された連邦最高裁による上告審判決が、懲罰的損害賠償の目的は被害の補償ではないことを重視し、填補損害賠償額と懲罰的損害賠償額の比率を1対1とすべきと判示していることにも現れている。

8. 本論文が持つ以上の難点は、今後の著者の研究の継続発展の中で克服されていくべき課題であり、博士論文としての評価を減ずるものではない。

三、 結論

下記審査委員は、本論文の提出者が課程による博士（法学・早稲田大学）の学位を受けるに値するものであることを認める。

2009年2月14日

審査員

主査	早稲田大学教授	棚澤能生
	早稲田大学名誉教授（法学博士）	牛山 積
	早稲田大学教授	大塚 直
	早稲田大学教授	宮川成雄